

北杜市行政不服審査会答申
(答申第 1 号)

平成 2 9 年 7 月 1 4 日

平成28年8月26日付けで提起されたAが提出した審査請求の件

第1 審査会の結論

審査請求人の本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきであるとした審査庁の採決についての考え方は妥当である。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人が、同人に係る平成28年度の北杜市国民健康保険税の税額算出にあたり、平成27年中の不動産売却による「長期譲渡所得」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第31条第1項参照）が税額算出の基礎となる課税所得から除外されるべきであるとして審査請求に及んだものである。

第3 審理関係人の主張の要旨

（1）審査請求人の主張

ア 長期譲渡所得は、所得税の税額算出にあたっては分離課税の対象となっているにもかかわらず、国民健康保険税の対象として課税される根拠がない。分離課税の対象となる長期譲渡所得については、国民健康保険税の税額算出基礎から除外されるべきであり、具体的には、審査請求人の平成27年分の雑（年金）所得である93万8130円のみを課税所得として算出すべきである。

健康保険組合が組織されている場合には分離課税の対象となる長期譲渡所得は保険料に反映されないことと比較しても、本件処分は不合理である。

イ 購入時と売却時の見かけ上の金額の差を長期譲渡所得として計算しているが、貨幣価値の低下、借入金に対する利息支払い分を考慮すれば、これを長期譲渡所得とみなすことは妥当でなく、この部分については税額が免除されるべきである。

ウ 上記の各主張が容れられない場合、こうした不公平を解消する行動（条例や法律の改正）をとるべきである。

（2）処分庁の主張

長期譲渡所得は、所得税や住民税の税額算出にあたっては分離課税されるが、国民健康保険税の税額算出にあたっては分離せずに同一の税率で課税することとなっている。いずれにしても、長期譲渡所得が課税対象の所得であることは変わりがないため、審査請求人の主張のように、長期譲渡所得を税額算出の基礎から控除することはできない。

また、審査請求人が述べるような理由で長期譲渡所得にかかる部分の税額を

免除することはできない。

第4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
平成29年3月13日	審査庁から諮問書を受付
平成29年3月30日	調査審議

第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、審理員意見書の理由と同旨であり、次のとおりである。

(1) 国民健康保険制度について

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している者、生活保護を受けている者などを除き、原則としてすべての者が加入する医療保険制度であるところ、市町村は、この国民健康保険事業に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第6項第5号の規定に基づき、加入者に対し国民健康保険税（以下「国保税」という。）を課することができるものとされている。これを受け、北杜市では、地方税法第703条の4、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び北杜市国民健康保険税条例（平成18年北杜市条例第10号）に基づき、加入者から国保税を徴収している。

(2) 課税における長期譲渡所得の取扱いについて

ア 租税特別措置法第31条1項は、個人が、その有する土地建物等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得についてはこれを長期譲渡所得として、他の所得（総合課税分）と区分し、その金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する旨を規定し、いわゆる長期譲渡所得の分離課税についての定めをおいている。また、住民税についても、地方税法第313条第2項により、所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による計算の例によって算定するものとされ、やはり分離課税が採用されている（同法附則第34条第4項）。

他方、国保税については、所得税や住民税の場合と異なり、分離課税等についての特段の定めがない以上、原則どおり、総合課税が採用されることとなり、したがって、所得税や住民税の税額算出にあたっては分離課税の対象となる長期譲渡所得であっても、他の所得と合算したうえで同一の税率を乗じて得られる金額が国保税として課税されることとなる。現に、北杜市では、北杜市国民健康保険税条例附則第6項が、国保税の所得割の計算基礎となる

金額について、「総所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのを「総所得金額及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額の合計額」と読み替えているとおり、長期譲渡所得について、他の所得と合算したうえで保険税の金額を算出する扱いとなっている。

イ 審査請求人は、所得税の税額計算において分離課税の対象となる長期譲渡所得については、国民健康保険税の税額算出基礎から除外されるべき旨を主張するが、長期譲渡所得についてもそれが所得である以上は、国民健康保険税の税額算出基礎から除外すべき理由はない（長期譲渡所得分の課税にあたり、これを分離課税の対象とするか総合課税の対象とするかは、それぞれの税金ごとの税額計算方法の違いに過ぎず、いずれにしても、長期譲渡所得が課税対象の所得となっていることに相違はない。）。

また、審査請求人は、健康保険組合が組織されている場合には長期譲渡所得が保険料には反映されないことと比較して、本件処分が不合理である旨を主張する。確かに、国民健康保険における保険税（料）と各種健康保険組合に加入している場合の保険料との間には、その算出方法（本件では特に長期譲渡所得の取扱い）において、審査請求人が主張するような差異があるのは事実である。しかしながら、このことは、個人の総所得を税額算出の基礎とするのか（国民健康保険の場合）、あるいは、個人の標準報酬月額をその基礎とするのか（健康保険組合の場合）という制度そのものの差異に由来するものであるから、審査請求人が主張する一事のみをもって、それが直ちに不平等であるとか不合理であるなどということとはできない。

さらに、審査請求人は、貨幣価値の低下、借入金に対する利息支払い分を考慮すれば、これを長期譲渡所得とみなすことは妥当でなく、この部分については税額が免除されるべきである旨を主張するが、審査請求人独自の解釈であり認められるものではない。なお、いわゆる長期譲渡所得を税法上いかにとらえるかは、専ら立法政策あるいは租税政策上の問題であるから、それが一見して明らかに不合理であると解されない以上、直ちに違法の問題は生じないものとする。

ウ 本件審査請求に係る審理員の審理手続きについては、適正に行われたものと認められる。

エ 審査庁の裁決についての考え方は、本件審査請求を棄却すべきとし、その判断理由を審理員意見書の理由のとおりとしている。

オ よって、「第1 審査会の結論」に記載のとおり、審査庁の裁決についての考え方は、妥当である。

以上